

I 総論

1. 今、なぜ支援機器か？

障害者に対する施策は、ノーマライゼーションの理念の浸透や障害者基本法の改正、障害者自立支援法の施行等を受け、かつての弱者を保護するという観点から、自立した生活を支援するという観点へと大きく転換した。

こうした中で、障害者が自らの人生を豊かに暮らすために、様々な支援の方策があるが、支援機器の活用により、他の人の手を借りずに生活できることは、障害者の基本的な人権や尊厳を保障する上でも重要なことである。

ITをはじめとする技術が急速に発展している現在、これらを活用し、障害者の自立した生活を支援する支援機器の可能性を最大限に引き出すための方策が求められている。

(1) 高度化、多様化する支援機器

支援機器は、従来より「補装具」として身体障害者福祉法によって給付の対象とされてきた。現在も障害者自立支援法に引き継がれているが、その基本的な仕組みは必ずしも時代に応じた見直しが行われてこなかった。

高齢者の支援機器については、日常生活用具として給付等されてきた経緯があるが、介護保険法により福祉用具として貸与等の対象とされ、普及が図られてきた。

一方、障害者の支援機器については、義手義足等を中心とした制度の枠組みのままであり、また、コミュニケーション支援については十分な取り組みがなされてきたとは言い難い。技術革新やIT化の進展により、多様化、高度化している今日の支援機器を効果的、効率的に研究開発し、国民に提供するための対応が必要である。

障害者の自立した生活を支援するため、支援機器の可能性を最大限に引き出すための制度的な対応が求められている。

(2) 自立支援の理念の普及

我が国の障害者施策は、障害者を社会的な弱者と位置づけ保護するという観点が強かったが、昭和56年の「国際障害者年」を契機に、障害の有無にかかわらず普通に暮らすことが当たり前であるとする、いわゆる「ノーマライゼーション」の理念が浸透されてきた。その後、平成5年に「障害者基本法(第10条、10条の2、19条に福祉用具に係る規定あり)」の制定及び「福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律(福祉用具法)」の制定、平成7年の「障害者プラン」の策定(生活の質の向上を図るため、先端技術を活用しつつ、実用的な福祉用具や情報処理機器の開発普及を進めることを規定)、平成12年の「社会福祉基礎構造改革」による措置から契約への移行、平成15年の「支援費制度」を経て、平成16年の「障害者基本法」の改正(第12条に福祉用具に係る規定あり)、平成17年の「障害者自立支援法」の制定へと続き、障害者が自立した日常生活および社会生活を営むことができるよう、障害の有無に関わらず、相互に人格と個性を尊重し、安心して暮らすことのできる地域生活を目指すという理念が確立した。また、2006年12月1

3日、国連総会において「障害者権利条約」が採択された。この条約は国連の世界人権宣言の精神を障害分野において徹底させ、障害者に対する差別をなくすことを目的としたものであるが、支援機器に関してもいくつかの重要な条項を含んでいる。

(3) 障害者の意識の変化

障害者自身の意識も変化し、自分自身でできることは可能な限り、自分で行いたいという声も強まってきており、障害者自身の「エンパワーメント」が大きなテーマになっている。しかしながら、現実には障害者が社会活動等に参加するに当たって、様々なバリアがあることも事実である。

障害者自身の自己実現のために、これらのバリアを克服していくための様々な施策が行われているが、支援機器の活用も一つの重要な要素である。

障害者自身が自らの力で出来なかったことを可能とし、自立した生活を支えるための機器の活用は、障害者の基本的人権や尊厳を保障する上でも非常に重要なことであり、今後の障害者施策の中で重要な位置を占めることとなる。

(4) 社会環境の変化

○技術革新と障害者施策

『「イノベーション25」最終まとめ』(平成19年5月)では、障害のある人等が支障なく活動できるような生活環境の整備等を図るに当たって、社会全体で「イノベーション」に取り組む必要性が指摘されるとともに、「新健康フロンティア戦略」(平成19年4月)では、発達障害児等を支援する体制の構築や障害のある人の活動領域を拡張し、社会参加を容易にするため、先端技術の開発等に取り組むことが盛り込まれるなど、社会全体で技術革新に伴う施策の推進が図られているところである。

○IT環境の基盤整備とユニバーサルデザイン化等

近年、インターネットや地上デジタル放送、GPSの活用や道路等へのICタグの設置などによるIT環境の基盤整備が進んでおり、情報端末の小型軽量化及びユニバーサルデザイン化などの技術を効率よく組み合わせることにより、障害者等への情報支援が、飛躍的に進歩する可能性が高まっている。

移動機器の技術の進歩もめざましく、先端技術を駆使すれば、不明瞭音声命令やジェスチャーで操作が出来る電動車いすなど、「出来なかったこと」が「出来ること」になりつつある。

また、超高齢化社会を迎える我が国において、高齢者や障害者に配慮された機器のうち、障害のない人にとっても使いやすいものもあることから、一般家電製品等のユニバーサルデザイン化は産業としても成立するようになってきている。

○施設等における省力化

施設等において、介護職員の離職が問題となっている。その主な原因の一端に、介護による腰痛や事務処理業務の複雑化が挙げられている。これらの問題は、リフトなどの機器の有効活用やITを活用した事務処理作業の効率化等により軽減が図られる可能性がある。

「支援機器」の用語について

障害者等を支援する機器については、従来、「Technical Aids」が使われてきた。日本語としては「福祉機器」や「福祉用具」と呼ばれている。その後、1990年代後半より、「Assistive technology」と呼ぶようになってきたが、「technology」の日本語訳に「機器」がないため、「支援技術」と訳す混乱を生じている。

一方、ICF の概念として、機器類は環境因子と捉えられており、「products and technology(生産品と用具)」と表記されることから、ICF の立場に立った福祉機器を表す英語は「Assistive products and technology」となる。

ISO(国際標準化機構)においては、technology では device と software 両方を表せないため、products を採用し、結局「Assistive Products」を使用することとなった。

以上のように、英語表記の変遷があったわけであるが、日本においては、平成5年に成立した「福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律」において「福祉用具」という用語が定義付けされ、広く使われている。しかしながら、従来から使われている「福祉機器」や、「Assistive Products」を直訳した「支援機器」も使用される場面がある。

本報告書では、従来の「福祉用具」の枠にとどまらず、今後の新たな可能性を拓く意味をこめて、「支援機器」という用語に統一して使用している。

障害者権利条約における支援機器関連条項(抜粋)について

第二条 定義

この条約の適用上、

「意思疎通」とは、言語、文字表記、点字、触覚を使った意思疎通、拡大文字、利用可能なマルチメディア並びに筆記、聴覚、平易な言葉及び朗読者による意思疎通の形態、手段及び様式並びに補助的及び代替的な意思疎通の形態、手段及び様式(利用可能な情報通信技術を含む。)をいう。

「言語」とは、音声言語及び手話その他の形態の非音声言語をいう。

「合理的配慮」とは、障害者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。

「ユニバーサルデザイン」とは、調整又は特別な設計を必要とすることなく、最大限可能な範囲ですべての人が使用することのできる製品、環境、計画及びサービスの設計をいう。ユニバーサルデザインは、特定の障害者の集団のための支援装置が必要な場合には、これを排除するものではない。

第四条 一般的義務

締約国は、障害を理由とするいかなる差別もなしに、すべての障害者のあらゆる人権及び基本的

自由を完全に実現することを確保し、及び促進することを約束する。このため、締約国は、次のことを約束する。

- f. 障害者による利用可能性及び使用を促進し、並びに基準及び指針の整備に当たりユニバーサルデザインを促進するため、第二条に定めるすべての人が使用することのできる製品、サービス、設備及び施設であって、障害者に特有のニーズを満たすために可能な限り最低限の調整及び最小限の費用を要するものについての研究及び開発を約束し、又は促進すること。
- g. 障害者に適した新たな技術(情報通信技術、移動補助具、装置及び支援技術を含む。)であって、妥当な費用であることを優先させたものについての研究及び開発を約束し、又は促進し、並びにその新たな技術の利用可能性及び使用を促進すること。
- h. 移動補助具、装置及び支援技術(新たな技術を含む。)並びに他の形態の援助、支援サービス及び施設に関する情報であって、障害者にとって利用可能なものを提供すること。

第九条 施設及びサービスの利用可能性(アクセシビリティ)

1 締約国は、障害者が自立して生活し、及び生活のあらゆる側面に完全に参加することを可能にすることを目的として、障害者が、他の者と平等に、都市及び農村の双方において、自然環境、輸送機関、情報通信(情報通信技術及び情報通信システムを含む。)並びに公衆に開放され、又は提供される他の施設及びサービスを利用することができることを確保するための適当な措置をとる。この措置は、施設及びサービスの利用可能性における障害及び障壁を特定し、及び撤廃することを含むものとし、特に次の事項について適用する。

- a. 建物、道路、輸送機関その他の屋内及び屋外の施設(学校、住居、医療施設及び職場を含む。)
- b. 情報、通信その他のサービス(電子サービス及び緊急事態に係るサービスを含む。)

2 締約国は、また、次のことのための適当な措置をとる。

- a. 公衆に開放され、又は提供される施設及びサービスの利用可能性に関する最低基準及び指針の実施を発展させ、公表し、及び監視すること。
- b. 公衆に開放され、又は提供される施設及びサービスを提供する民間の団体が、障害者にとっての施設及びサービスの利用可能性のあらゆる側面を考慮することを確保すること。
- c. 障害者が直面している施設及びサービスの利用可能性に係る問題についての研修を関係者に提供すること。
- d. 公衆に開放された建物その他の施設において、点字の標識及び読みやすく、かつ、理解しやすい形式の標識を提供すること。
- e. 公衆に開放された建物その他の施設の利用可能性を容易にするための生活支援及び仲介する者(案内者、朗読者及び専門の手話通訳を含む。)を提供すること。
- f. 障害者による情報の利用を確保するため、障害者に対する他の適当な形態の援助及び支援を促進すること。
- g. 障害者による新たな情報通信技術及び情報通信システム(インターネットを含む。)の利用を促進すること。
- h. 情報通信技術及び情報通信システムを最小限の費用で利用可能とするため、早い段階で、利用可能な情報通信技術及び情報通信システムの設計、開発、生産及び分配を促進すること。

第二十条 個人的な移動を容易にすること

締約国は、障害者ができる限り自立して移動することを容易にすることを確保するための効果的な措置をとる。この措置には、次のことによるものを含む。

- a. 障害者が、自ら選択する方法で、自ら選択する時に、かつ、妥当な費用で個人的に移動することを容易にすること。
- b. 障害者が質の高い移動補助具、装置、支援技術、生活支援及び仲介する者を利用することを容易にすること(これらを妥当な費用で利用可能なものとするを含む。)
- c. 障害者及び障害者と共に行動する専門職員に対し、移動技術に関する研修を提供すること。
- d. 移動補助具、装置及び支援技術を生産する事業体に対し、障害者の移動のあらゆる側面を考慮するよう奨励すること。

第二十一条 表現及び意見の自由並びに情報の利用

締約国は、障害者が、第二条に定めるあらゆる形態の意思疎通であって自ら選択するものにより、表現及び意見の自由(他の者と平等に情報及び考えを求め、受け、及び伝える自由を含む。)についての権利を行使することができることを確保するためのすべての適当な措置をとる。この措置には、次のことによるものを含む。

- a. 障害者に対し、様々な種類の障害に相応した利用可能な様式及び技術により、適時に、かつ、追加の費用を伴わず、一般公衆向けの情報を提供すること。
- b. 公的な活動において、手話、点字、補助的及び代替的な意思疎通並びに障害者が自ら選択する他のすべての利用可能な意思疎通の手段、形態及び様式を用いることを受け入れ、及び容易にすること。
- c. 一般公衆に対してサービス(インターネットによるものを含む。)を提供する民間の団体が情報及びサービスを障害者にとって利用可能又は使用可能な様式で提供するよう要請すること。
- d. マスメディア(インターネットを通じて情報を提供する者を含む。)がそのサービスを障害者にとって利用可能なものとするよう奨励すること。
- e. 手話の使用を認め、及び促進すること。

第二十六条 リハビリテーション

3 締約国は、障害者のために設計された支援装置及び支援技術であって、リハビリテーションに関連するものの利用可能性、知識及び使用を促進する。

2. 支援機器の分類

障害者の生活を支援する技術があり、それを製品化したものが支援機器であるが、ペースメーカーや人工内耳などの医療機器から、シャワー付き便座や低床バスなどのユニバーサル製品まで幅が広いことから、その考え方を整理するとともに、制度的なアプローチの仕方を考えていく必要がある。

(1) 身体に対する密着度による分類

支援機器の分類にはいくつかの観点があると考えられるが、下図に示すように、身体に対する密着度による分類がある。

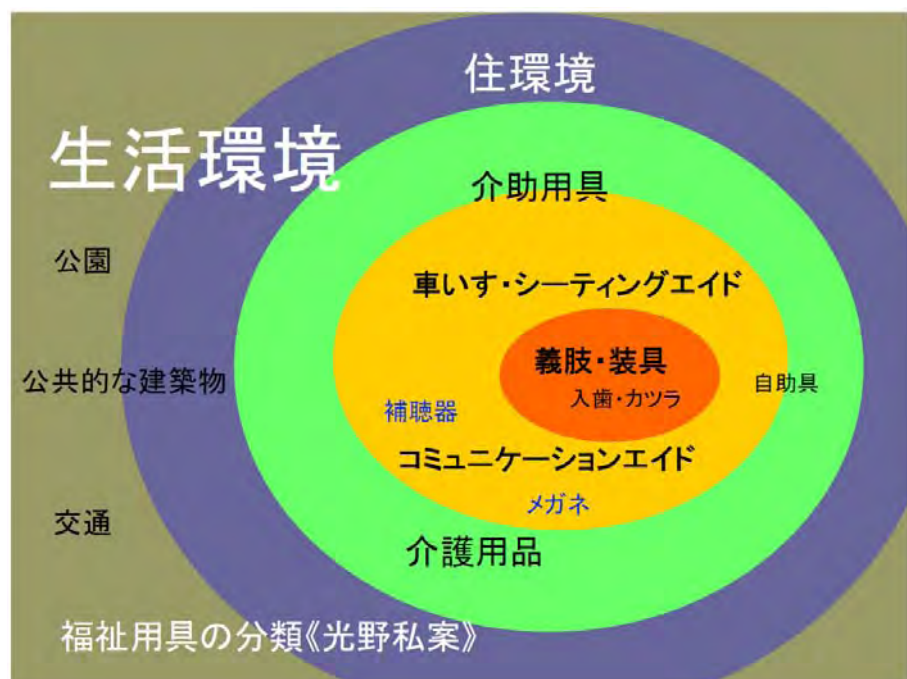
身体に一番近い機器として、義肢装具や入歯、人工肛門用のストーマ装具等が挙げられるが、ペースメーカーや人工内耳などの身体に埋め込む医療機器は更に同心円の中心部分に分類されるべきものかもしれない。

次の同心円には、車いすや補聴器、眼鏡、コミュニケーション機器、自助具などの障害者等が自ら使用する機器が分類されている。

その周囲には介助者が使用する介護用品の分類となっている。具体的には介護用の電動ベッドや移乗用リフト等が挙げられるであろう。

さらにその周囲に住環境があり、廊下の幅や扉の開口幅、スロープ、手すり、シャワー付き便座、ホームエレベーターなどが例として挙げられる。

最も外側には生活環境全体が取り巻いている。これは、道路や公共交通機関をはじめ各種施設、職場環境など、公設・民間を問わず社会的インフラ全体が含まれる。



「第6回勉強会資料(パンテラ・ジャパン(株)代表取締役 光野有次氏)」より

(2) 支援機器の機能による分類

次に、下図のように、支援機器の機能別の観点からも分類される。「情報・コミュニケーション支援機器」と「移動支援機器」に大別され、情報・コミュニケーション支援機器については感覚器障害、認知障害、高齢者などが対象となることからユニバーサルデザイン化による対応も有効である一方、移動支援機器については、障害の状況に個々に適合させる義肢装具のようなものから、福祉車両のようにある程度ユニバーサルデザイン化による対応が可能なもの（介護支援機器の一部）もあり幅広い。

また、視覚障害者の移動支援などは情報支援とも重なる部分がある。

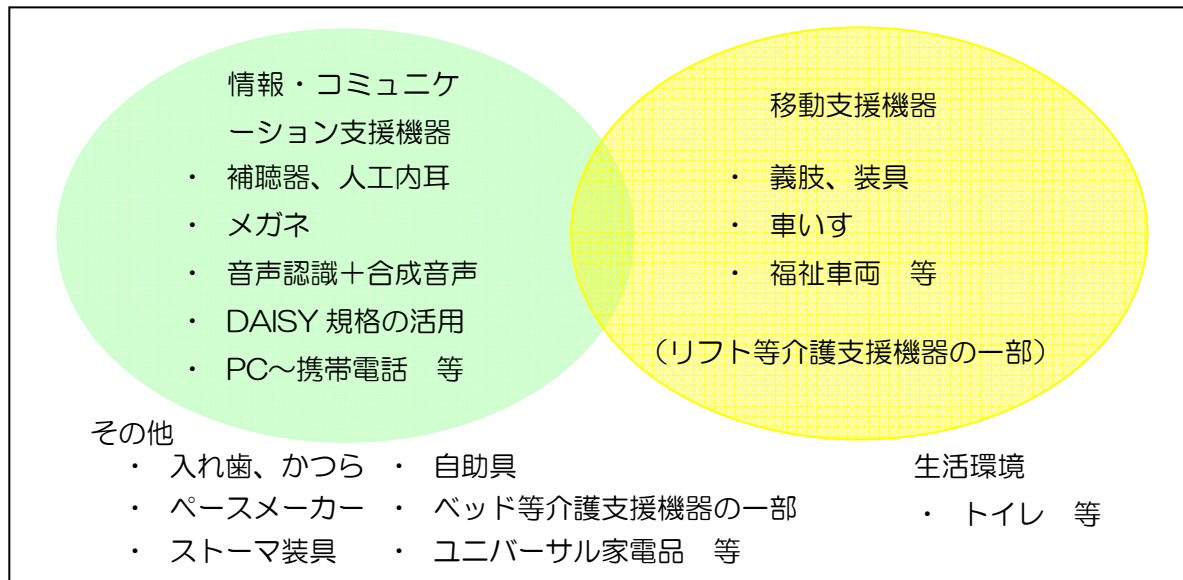


図 福祉用具の分類（機能別）

(3) 重症度別による分類

さらに、それぞれの支援機器の中でも障害の重症度に応じたカテゴリーが存在する。

例えば、視覚障害者であっても、弱視の方には眼鏡や拡大文字が有効な場合もあるし、網膜症状によっては画面のコントラストの調整により文字情報を得やすくなる場合もある。重症度が高くなれば音声や点字でしか情報が得られない場合もある。

下肢機能障害で車いす系の移動補助具を使用する場合でも、重症度によって手動で十分な場合もあれば電動車いすが必要な場合もある。重症度が高くなれば座位保持のための特別なシートが必要な場合や、その他にも障害状況に応じた様々な配慮が必要となってくる。

(4) 生活環境による分類

最終的にどのような機器を選択するかを決める要素となるのが、その機器を使用する地域の生活環境である。

例えば、外出機会が多く、雪道などの悪路にも対応する必要がある場合と、温暖な気候の地域で主に会社内、自宅内の移動が多い場合とでは選択する機器に違いがあるのは当然であり、また、複数の機器をTPOに合わせて使い分けるのか、一台で兼ねるのかという選択も出てくる。

以上のように、支援機器のカテゴリー分類には様々な視点が存在するので、機器の選択に当たっては、これらを十分に把握するとともに、利用者の適切な選択が可能となるよう、生活環境や職場環境、生活スタイルなども十分に考慮されるべきである。

ISO9999「福祉用具の分類と用語」について

ISO(国際標準化機構)においては、ISO9999「福祉用具の分類と用語」を制定している。1992年に第1版が制定され、その後、改訂作業を進め、1998年に第2版、2002年に第3版が出版された。現在、第4版(2007年2月1日発行)が発行されたところであり、福祉用具の機能に基づいて、福祉用具を以下の11の大分類により分類している。

- ・ 医療用具[Assistive products for personal medical treatment]
- ・ 技能訓練用具[Assistive products for training in skills]
- ・ 義肢装具[Orthoses and prostheses]
- ・ パーソナルケア関連用具[Assistive products for personal care and protection]
- ・ 移動機器[Assistive products for personal mobility]
- ・ 家事用具[Assistive products for housekeeping]
- ・ 家具・建具・建築設備[Furnishings and adaptations to homes and other premises]
- ・ コミュニケーション・情報支援用具[Assistive products for communication and information]
- ・ 操作用具[Assistive products for handling objects and devices]
- ・ 環境改善機器・作業用具[Assistive products for environmental improvement, tools and industrial machines]
- ・ レクリエーション用具[Assistive products for recreation]

大分類の下には、中分類、小分類があり、分類を構成している。

今後、ユニバーサルデザイン製品や複合機能を有する機器の取扱いなど、複雑化する福祉用具にどのように対応するかが、大きな論点となっている。

「ユニバーサルデザイン」と「オーファンプロダクツ」

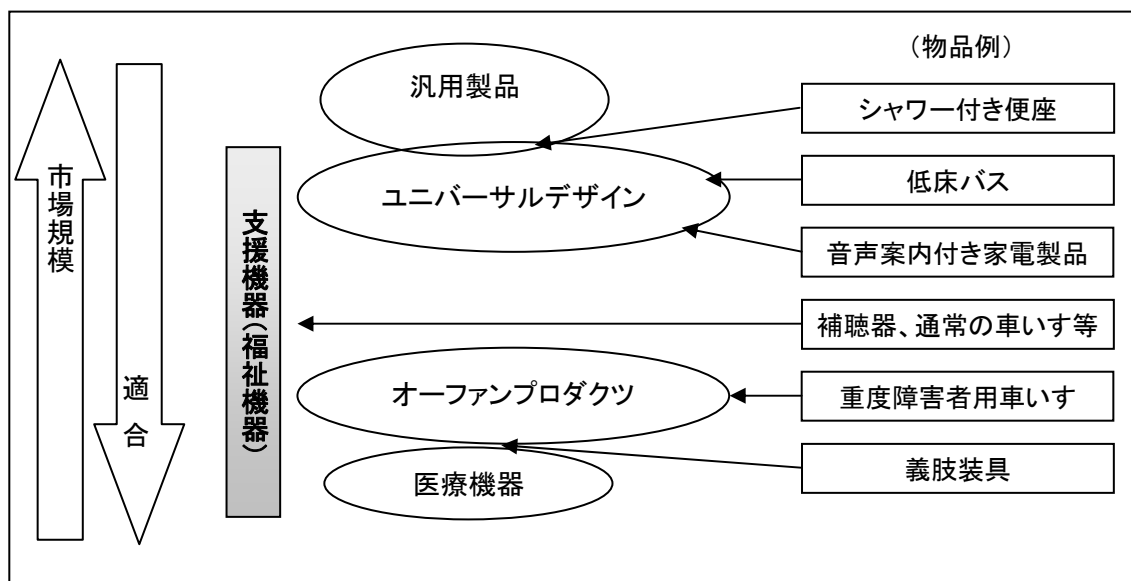
(早稲田大学人間科学学術院特任教授 山内 繁氏)

ユニバーサルデザインは「すべての人が、可能な限り、特別な改造や特殊な設計をせずに利用できるように配慮された製品や環境の設計」を指すと定義されている(ガイド71)。しかし、一つの設計で改造無しにすべての人に利用されうる設計というものを実現することは実際には不可能である。このことは、ユニバーサルデザインを提案したロンメイス氏自身気づいており、「ユニバーサル」は不可能なことを可能と思わせてしまうミスリーディングな命名であったかも知れないと言っている。

これに対し、アメリカ教育省の国立障害研究所(NIDRR)前所長のシールマン博士は「オーファンプロダクツ」を対比させて論じている。アメリカでは、1988年のリハビリテーション法のころからオーファンプロダクツが論じられており、「特定の障害に対応しており、少数の障害者によってのみ用いられる機器であって、身体機能の再建を目的として設計されているか、市販の機器を改造することによって障害者による使用を可能としたもの」と定義されている。アメリカでは、ユニバーサルデザインへの期待の高まりとともに、ユニバーサルデザインによってあらゆる問題が解決出来るとの極端な主張も見られるようになった。国連障害者の権利条約の第2条において、「ユニバーサルデザインは、障害のある人の特定集団のための福祉機器が必要とされる場合には、これを排除してはならない。」と断っているのは、このような傾向に対する警告である。ユニバーサルデザインとオーファンプロダクツを両極とする二元論の立場に立てば、このような極論に陥ることもない。(下図参照)

一方、ICFでは、福祉機器一般を指す項目は定義されていないが、「日常生活における個人用の支援的な生産品と機器」、「個人的な屋内外の移動と交通のための支援的な生産品と機器」等環境因子との関連の元に定義されている。いずれにせよ、「改造や特別な設計がされているもの」であると定義されており、汎用製品やユニバーサルデザインは含まれない整理となっている。

少なくとも当面はユニバーサルデザイン(共用品と言い換えるとわかりやすい)が給付制度に乗るとは考えられない。例えば、パソコンのOSが拡大文字などを取り入れたからといって給付の対象にはならない。給付制度に関連するのはICT分野の一部であろう。



ユニバーサルデザインとオーファンプロダクツ(概念図)

3. 開発から普及まで

障害者のための支援機器の研究や開発は十分に利用者の声を反映しているのだろうか。ハイリスク・ローリターンと言われる支援機器の開発であるが、企業や研究者等の開発インセンティブをどう高めていくのか、また、開発された機器が適時適切に使用されているのか、適切に使用するための指導・助言・適合調整等がなされているのか、利用者への適切な情報提供とともに、ニーズを汲み上げ研究開発側へ提供できるシステムは十分かなどの課題が挙げられる。詳細は各論に譲るが、ここでは開発から普及まで、どのような課題があるのかを整理しておきたい。

(1) 支援機器開発の流れ

以下の記述は、佐賀大学医学部松尾清美研究室(リハビリテーション工学分野)2006年報告書「身体障害者と高齢者の社会生活行動支援のための生活環境系の設計研究」より抜粋(P38-39)。

5-2. 福祉機器開発の流れ

福祉機器を開発するとき最も大切なことは、設計条件の設定であると考えている。開発する場合は、類似品の調査・分析を行い、使用対象者の身体機能や日常生活のどのような場面で使用され、どのような能力障害を補うためのものか、また生活や行為をどのように改善できるものか、使用頻度、使い方などを考慮して設計条件を決定することになる。その後の流れを図5に示す。図中の1, 2, 3, 6, 7に関しては、医療職(PT, OT, 医師、保健師など)あるいは障害者の生活支援に関与している専門職(訪問看護師やヘルパー、相談員など)の方々の協力が必要であり、障害者本人を含めたチームを編成して開発にあたることが大切である。

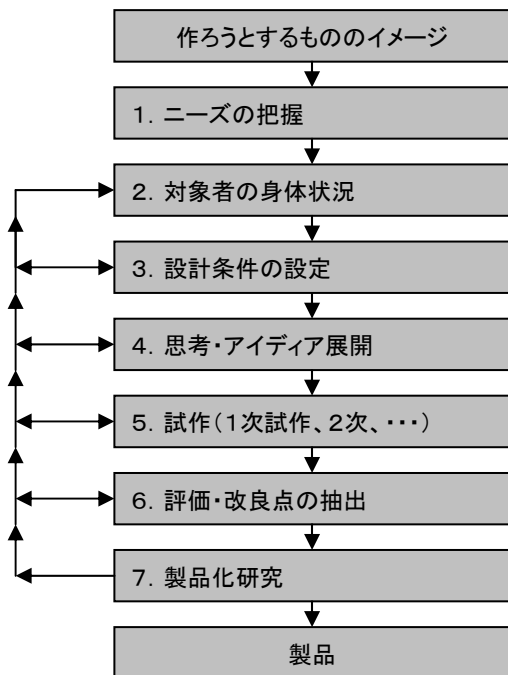


図5. 福祉機器開発の流れ

5-3. 実用できる福祉機器の開発のために

実用に耐える福祉機器の開発を促進するためには、①既存の福祉機器に関する情報、②過去に発表された福祉機器に関係する研究論文や報告書などの情報、③研究者や開発者の情報などのデータベースをまとめる、毎年更新していくことが大切である。また、身体機能や使用環境に適応した、福祉機器の選び方・使い方に関する手引き書を全ての福祉機器についてまとめることが必要である。

このようにしてまとめられた各種情報のデータベースや解説書が、医師や介護支援専門員、セラピスト、訪問看護師、ヘルパーなど実際の現場で改善され、新しい使用方法やより安全な方法などの情報となって、フィードバックされ刷新されていくと共に、開発に当たる企業の設計担当者や研究者の設計資料や情報源となれば、福祉機器の開発が効率的になっていくと考えている。また、図6に示すように、開発者と製作者および使用者の連携が開発の効率を上げていくものと考えている。実際の生活に則した福祉機器の選び方や使い方が充実することで、看護学校やリハビリテーション大学、建築、機械、電子などの各種専門学校や大学だけでなく、一般の小学校や中学校、高校などにおける教育現場においても、福祉機器の使い方や考え方が伝えられ、「人間は歳をとること、障害を持つ可能性は誰にでもあること、他人事ではないこと」などが伝わり易くなり、その教育を受けた子供が大人になっていくことで、福祉機器を取り巻く環境や社会環境は効率良くバリアフリーしていくと期待している。

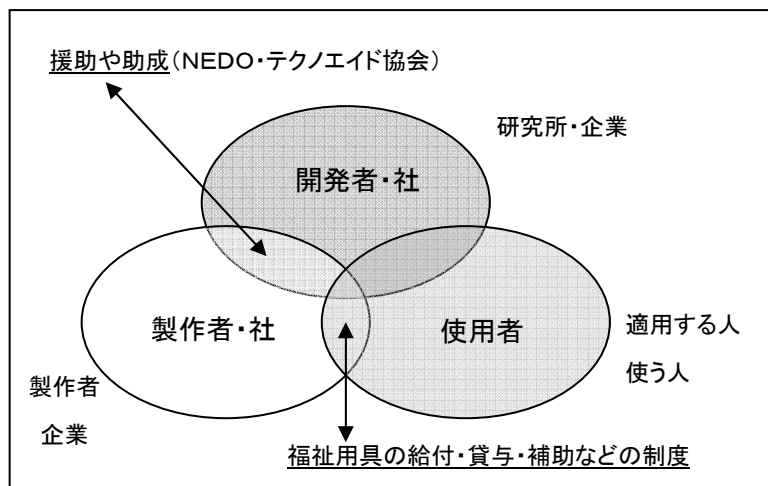


図6. 福祉機器の開発と普及に関わる企業や制度

(2) 支援機器の開発

支援機器は、一般的にその対象者が限定的である上、障害の状況に個々に調整する必要があるほか、少量多品種となる傾向が強いことから、その開発にあたってはハイリスク・ローリターンと言われている。従って、企業や研究者等の開発インセンティブをどう高めていくのか、研究開発しやすい環境づくりのための方策を検討する必要がある。

- ・ オーフンプロダクツ(稀少支援機器)研究開発費に係る税制優遇措置の検討
- ・ 戦略的な研究開発費の助成

※例えば「支援機器開発ロードマップ」や「支援機器技術イニシアティブ」を創り、それに沿った研究には優先的に採択する等の方策

※これまでの研究とダブらないよう研究成果のデータベースが必要

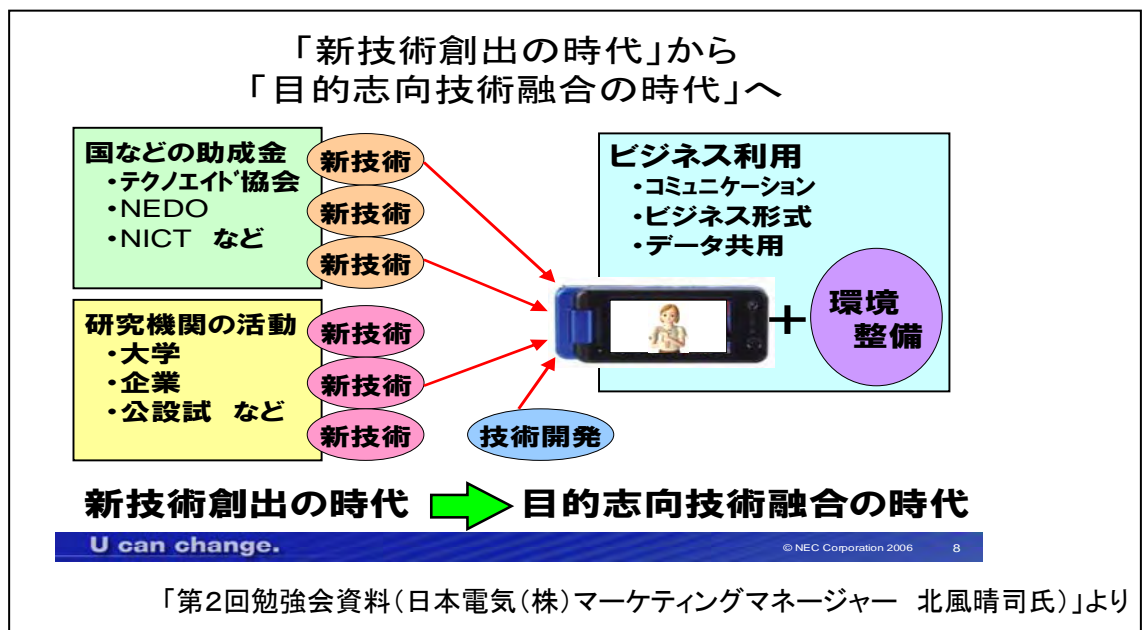
・ただし、膨大なデータ量がある上、研究レベルも様々で、実際にこのようなデータベースの構築が可能かどうかは疑問の声もある。例えば開発助成機関ごとのデータの整理と、各機関間のHPでの相互リンク等、可能な部分から整理していくことが必要ではないか。

※IT関連の機器やソフト開発等、一般品としても開発速度が速いものについては、開発が終了したときには陳腐化している可能性もあるため、IT等の専門家による適切な助言が必要

- ・ 利用者への適切な情報提供
- ・ 利用者のニーズを汲み上げ研究開発側へ提供できるシステムづくり

※例えば、利用者、企業、有識者等からなる、「支援機器開発協議会(仮称)」を設置し、利用者ニーズを開発者側へ届けるとともに、開発の方向性を検討し、各企業が無駄な開発をしなくても良い効率的な開発プログラムの作成等を定期的に行えるシステムとする。
(壮大な井戸端会議の場を創る。)

また、従来の「新技術創出の時代」から、既存の技術を目的志向的に融合させることにより、企業や研究者を誘導していく「目的志向技術融合の時代」へと誘導することが必要。



(3) 支援機器の供給、適合、適切な利用及び普及

支援機器が利用者へ供給されるに当たっては、その障害の状況に個々に適合させる必要があるものもあることから、現行の補装具制度では、医師の意見書や処方箋に基づき、適切な供給を担保してきた。

一方で、先端的な補装具については制度への採り入れの遅れや、判定機関での判定事務の遅れ等により、効果的で適時適切な利用が妨げられているとの指摘があるため、適切な適合システムの構築や普及を図るための施策等が必要である。

- ・ リハビリテーション効果を考慮した適切な時期の使用(リハビリテーション計画の中で、適切な時期に適切な機器を使用することで、回復度が高まる。)
- ・ 支給基準のルール策定
- ・ 貸与(レンタル)方式の導入の検討
- ・ 相談、支援、指導等を責任もって行う機関のあり方
- ・ 医療保険、介護保険との関係整理
- ・ 利用者への情報提供の在り方(機器を体験できる常設展示場の設置等が有効)
- ・ 利用者への支援を行うためのサポーター等の人材育成

- ・ 支援機器を障害状況や活動度等に対応したクラスに分け、品目別に重点化して適合システムを導入する等の検討
- ・ 適合を行う場として、各地のリハビリテーションセンター等を抽出し、更生相談所と連携をして適切な適合システムを構築すること等について検討

「福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律」における対応について

平成5年に制定された「福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律」(福祉用具法)及び、「福祉用具の研究開発及び普及を促進するための措置に関する基本的な方針」において、福祉用具の研究開発及び普及の促進を図るための方策を示し、国、地方公共団体、研究機関、関係団体、企業等は一定の役割を果たしてきた。

●福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律(平成五年法律第三十八号)

第一章 総則(「福祉用具」の定義:第2条 この法律において「福祉用具」とは、心身の機能が低下し日常生活を営むのに支障のある老人(以下単に「老人」という。)又は心身障害者の日常生活上の便宜を図るための用具及びこれらの者の機能訓練のための用具並びに補装具をいう。)

第二章 基本方針等(基本方針を定めなければならない)

第三章 指定法人(厚生労働大臣が指定し、福祉用具に関する開発助成や情報収集提供、評価等の業務を行う)

第四章 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の業務(福祉用具に関する産業技術の研究開発を促進)

第五章 地方公共団体の講ずる措置等(市町村は福祉用具を適切に利用できるよう、福祉用具に関する情報の提供、相談その他必要な措置を講ずるように努めなければならない)

●福祉用具の研究開発及び普及を促進するための措置に関する基本的な方針(一部抜粋)

自立と社会参加の基盤ともなる福祉用具の普及や住環境の整備、暮らしやすいまちづくりの推進等老人や心身障害者を取り巻く環境整備の重要性が改めて認識されている。とりわけ福祉用具の利用は、老人や心身障害者の自立を支援するとともに、介護者の負担を軽減する上で極めて重要であり、利用者の心身の特性やその置かれた環境等を踏まえた、適切な福祉用具の提供が強く望まれる。

○福祉用具の研究開発体制の整備目標

- ・ 供給者、利用者、研究機関(国立身体障害者リハビリテーションセンター、産業技術総合研究所)、民間企業等が相互に連携できるシステムを構築できるよう、厚生労働省、経済産業省、指定法人(テクノエイド協会)及び新エネルギー・産業技術総合開発機構が密接な連携を取りながら総合的な取組を進めることが重要。

○福祉用具の研究開発の促進

- (1)民間事業者が行う研究開発の支援
- (2)国等の行う研究開発の促進

○福祉用具の普及の促進

- (1)展示・相談機会の確保
- (2)情報収集提供システムの構築
- (3)評価と標準化等
- (4)提供システムの改善

- ・ 医療保険制度における福祉用具に関する経費の一部助成は、利用者の選択を可能に

しつつ福祉用具の普及を図る上で有効な方法であり、実施主体の拡大等を検討する。

(5) 社会福祉施設等への福祉用具の導入

(6) 社会環境の整備

最先端技術の例

障害者の支援機器開発において、重要な要素となる技術シーズの動向をご紹介します。

1. ロボット技術

(技術シーズの例)

- ・ 2本足で歩く技術
- ・ 人に合わせてスムーズに動く技術
- ・ 人を識別したり、障害物検知して避ける技術
- ・ 複数の方向から、複数の人に言われても音声で区別して聞く技術
- ・ 人の力をアシストするパワースーツ
- ・ わずかな力で操作可能なロボットアーム(右図)
- ・ 視覚の代わりとなって歩行誘導するロボット(下図)
- ・ リハビリテーション支援機器としてロボット技術の活用



Assistive Robotic Manipulator, Exact Dynamics 社

出展 <http://www.robotics.lu.se/publications/1999/larsson99a/PDF/art.pdf>



視覚障害者支援歩行ガイドロボット 写真提供:山梨大学名誉教授 森英雄氏

「第8回勉強会資料(産業技術総合研究所 小野栄一氏)」より

(現状)

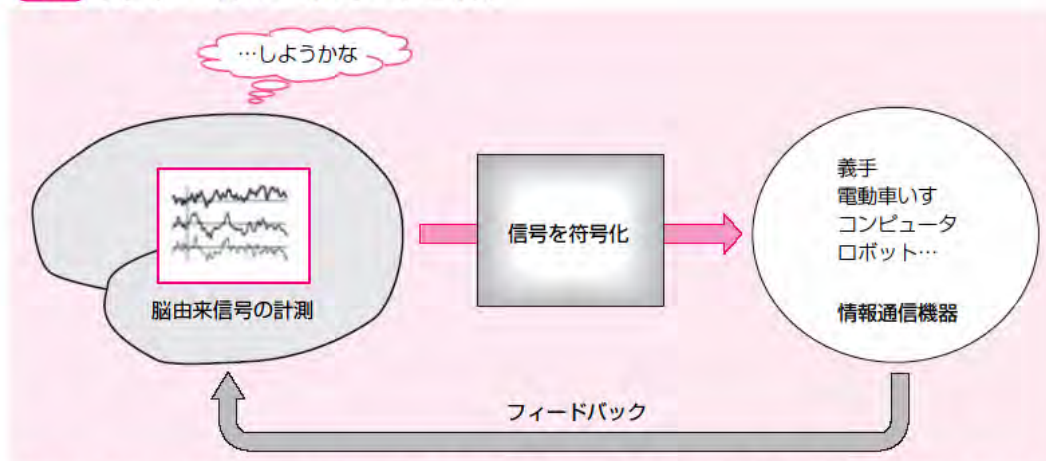
- ・ 例えばロボットがドアを開けるのは、難しい
人間が無意識にやっている動作は、意外とロボットには難しい。
しかし、ロボットや機器の特徴を活かし、適切な使い方をすれば、とても有意義で、通常人が困難なことも容易に実現できる。

2. ブ레인-マシン・インターフェース(BMI)技術

(技術シーズの例)

- ・ 脳と機械をつなぐ技術
念じるだけで機器を操作する
- ・ 手術を必要としない「非侵襲型」の方法で、脳から計測された信号を処理

図 ブ레인-マシン・インターフェース



ブレイン-マシン・インターフェースについて、脳と情報通信機器との相互作用をもとに概念図として示している

「第8回勉強会資料(国立身体障害者リハビリテーションセンター研究所 神作憲司氏)」より

様々な先端的な技術シーズを活用し、本当に実用的な支援機器に作り上げていくためには、技術シーズを持つ開発者に対して、的確なニーズを伝えていくことが必要であり、そのためには、ユーザーの意見はもとより、中間ユーザーと呼ばれるPT、OT、PO等の関連専門職種の意見が重要である。開発研究者、企業、中間ユーザー、ユーザー等の連携を促進するシステムが求められている。

4. 品質と安全基準

支援機器について一定の品質が確保され、安全に提供される仕組みは十分であろうか。医療機器との関係も整理しつつ、規格や基準について検討する必要がある。

(1) 支援機器の安全を確保するための規格や基準

支援機器の中には重症化予防、機能回復などの医療的側面が強いものもあるが、医療機器に該当しない支援機器については、薬事法は適用されないことから、機器の認証システムが不十分と考えられる。医療機器との関係も整理しつつ、一定水準を確保するための安全基準の策定が必要である。

- ・ 国際基準等との整合性: ISO(国際)、CEN(欧州)、ANSI、FDA(米国)の規格基準等
- ・ 支援機器安全基準の整備(臨床評価手法の確立)など
 電動車いす等による死亡事故事例もあり、利用者側に立った安全基準が必要
- ・ 義肢装具パーツ等の医療機器認証についての検討
 仮に、薬事法上の位置づけをした場合、企業としての一定の規模が要求されるため、中小規模が多い義肢装具パーツ製造企業等が耐えられるか等の検討も必要。
- ・ 品質確保のためには、「評価基準」と「認証制度」が必要
 障害者用支援機器の認証制度を確立するためには、認証のための仕組みや専門機関が必要。一部(義肢装具等のパーツの認証)については、国立身体障害者リハビリテーションセンター研究所の協力を得て、厚生労働省として行っているところであるが、専門の認証機関ではないことから事務負担も大きく、今後の検討課題である。
 認証制度を設けることで安全が担保できる反面、テストをクリアするためのコストがかかることには留意が必要。
- ・ 耐用年数決定のルール策定

(2) 継続的な品質の確保

支援機器の品質を確保するための方策とともに、アフターケアやメンテナンスなど、継続的なフォローアップの仕組みが必要である。

支援機器の修理やメンテナンスに必要な部品等の一定期間の保管、ネジ等の小部品の規格統一化等の効率的な流通上の管理など、将来に向けた業界としての取組みも期待される場所である。

また、事故等が発生した場合に、すみやかに必要な対応が可能となるよう、製品のトレーサビリティ(追跡可能性)の確保についても考慮すべきである。

福祉機器の国際標準及び各国の規格・安全基準等の概要について

(「第8回勉強会資料(国立身体障害者リハビリテーションセンター研究所 福祉機器開発部長 井上 剛伸氏)」より)

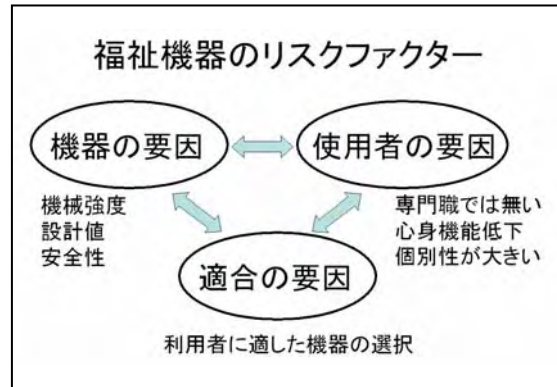
- 安全基準…(ISO/IEC ガイド51・JIS Z8051“安全側面－規格への導入指針”)

安全:受容できないリスクがないこと

リスク:危害の発生確率及びその危害の程度の組み合わせ

※「消費生活用製品安全法」が改正され、製品事故情報の報告・公表制度が開始された。

対象製品には電動ベッドや電動車いすも含まれており、これまで死亡事故の公表が行われ、メーカーの自主回収や改善等につながっている。支援機器の重大事故に対する処置として、法に基づき公表等が行われることとなったことは利用者にとっても望ましいことである。



- 福祉機器の国際標準(機械要因)国際規格:ISO(国際標準化機構)/IEC(国際電気標準会議)

- ・ 欧州規格:CEN(欧州標準化委員会)/CENELEC(欧州電気標準化委員会)
- ・ 各国工業規格:JIS(日本), DIN(ドイツ), ANSI/RESNA(アメリカ), 他
- ・ 各国では支給するにあたって、工業規格にプラスした形で基準を設けている(スウェーデンでは障害研究所が試験評価し、合格したものを支給リストへ掲載)

- 支給制度と安全基準の考え方ISO, JIS等の工業規格は第1段階の基準として考えられる

- ・ 支給する立場からは、利用者の個性や障害を十分考慮した安全基準が必要
- ・ JISとの協調か独自基準の策定か意見のあるところ
- ・ 工業規格にプラスする形で、臨床評価及び個別適合評価等の検討が必要

※ 国際標準やJIS規格、安全対策等については、経済産業省をはじめとした関係府省庁との連携が重要となる。

5. 価格

支援機器は多種多様であり、高度な技術を用いた製品もあることから、価格についての考え方を整理するとともに、公的に支給を行う場合の価格設定のルールを明確化する必要がある。とりわけ、高額な支援機器への公的給付のあり方について検討する必要がある。

(1) 価格設定のルール

多種多様な支援機器の価格実態等を調査するとともに、適切な価格設定のルールを策定する必要がある。

- ・ 価格の実態調査
- ・ 支援機器の価格構造
- ・ 事業者の経営実態、市場の状況
- ・ 価格の国際比較
- ・ 適合技術料、処方料、修理費等の取扱い(フィッティング、メンテナンス)
- ・ 開発費に公的助成を活用している場合の価格設定

「フィッティング」について

本報告書において、「フィッティング」という言葉を数カ所に用いているが、その定義は曖昧なままである。

機器そのものの「適合」、「調整」の他に「選定」の概念も含まれるものであろうし、適切に利用できるようにするための「指導」や「助言」も入るかも知れない。

今後、検討する中で、障害者の支援機器における「フィッティング」という概念も整理していく必要があると思われる。

(2) 高額な支援機器への公的給付のあり方

高額な支援機器については、どこまで公的給付対象範囲とするか等について、考え方を明確にしていく必要がある。

- ・ 新規品目の採用についての考え方
- ・ 給付対象の範囲と価格についての考え方
- ・ 耐用年数についての考え方
- ・ 低利融資制度(生活福祉資金等)の活用等

6. 補装具と日常生活用具

現在、障害者に対する支援機器の支給システムとしては、障害者自立支援法上、「補装具」と「日常生活用具」がある。これらの内容と現状を整理するとともに、今後の課題について検討する。

(1) 補装具費支給制度の現状

1) 制度の概要

①「補装具」とは

補装具とは、「障害者等の身体機能を補完し、又は代替し、かつ、長期間に渡り継続して使用されるものその他の厚生労働省令で定める基準に該当するものとして、義肢、装具、車いすその他の厚生労働大臣が定めるもの」(障害者自立支援法第5条第19項)

次の各号のいずれにも該当することとする。

- イ) 障害者等の身体機能を補完し、又は代替し、かつその身体への適合を図るように製作されたものであること。
- ロ) 障害者等の身体に装着することにより、その日常生活において又は就労若しくは就学のために、同一の製品につき長期間に渡り継続して使用されるものであること。
- ハ) 医師等による専門的な知識に基づく意見又は診断に基づき使用されることが必要とされるものであること。

②「補装具」の支給

補装具の購入又は修理に要した費用(基準額)の100分の90に相当する額(補装具費)を支給する。

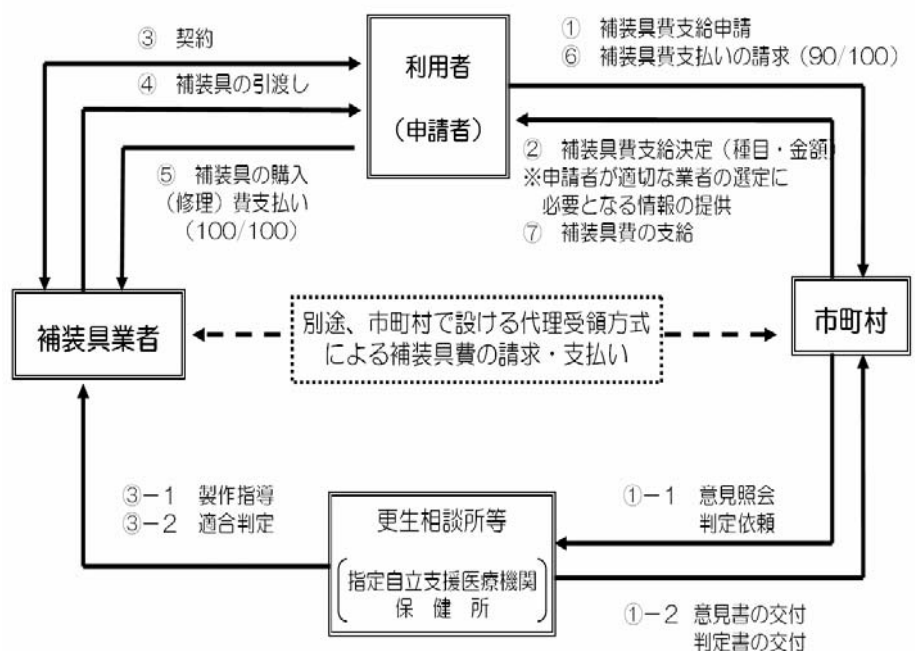
2) 対象者…補装具を必要とする障害者、障害児

3) 実施主体…市町村

4) 支給の仕組み

障害者(障害児の場合は扶養義務者)が市町村長に申請し、身体障害者更生相談所等の判定又は意見に基づく市町村長の決定により、補装具費の支給を受ける。

法律上は償還払いとなっているが、高額な補装具もあることから、代理受領方式の仕組みも別途市町村で設けている。



○ 補装具費支給の判定と決定

- ・ 補装具費支給の判定と決定については、更生相談所の判定により市町村が決定するものと、医師の意見書により市町村が決定するものにわかれている。義肢、装具、座位保持装置、電動車いすの新規購入及び特例補装具の判定については更生相談所が直接障害者を診て行うこととなっている。

更生相談所の判定により 市町村が決定		医師の意見書に より市町村が決定
更生相談所に来所(巡回相談時)判定	医師の意見書等により更生相談所が判定	・義眼 ・眼鏡 ・車いす(レディメイド) ・歩行器 ・盲人安全つえ ・歩行補助つえ
・義肢 ・装具 ・座位保持装置 ・電動車いす の新規購入 ・特例(基準外)補装具	・補聴器 ・車いす(オーダーメイド) ・重度障害者用意思伝達装置 の新規購入	に係るものであって、補装具費支給申請書、医師意見書等により判断できる場合及び再支給、修理の場合。
<p>・ 更生相談所は、新規申請者に係る判定を行うときは、できる限り切断その他の医療措置を行った医師と緊密な連絡を取り判定に慎重を期すること。</p>		

○ 更生相談所の役割

- ・ 補装具費の支給における、更生相談所の役割は、補装具費支給制度における技術的中枢機関及び市町村等の支援機関として、補装具の専門的な直接判定の他に、市町村への技術的支援、補装具費

支給意見書を作成する医師に対する指導、補装具業者に対する指導及び指定自立支援医療機関並びに保健所に対する技術的助言等を行うこととされている。

また、市町村担当職員、補装具費支給意見書を作成する医師及び補装具業者を育成等する観点から、研修等を実施することが望ましいこと。さらに、新しい製作方法又は新しい素材等、補装具に関する新しい情報の把握に努めるとともに、市町村及び補装具業者と情報の共有を図ることとされている。

5) 費用負担

① 公費負担

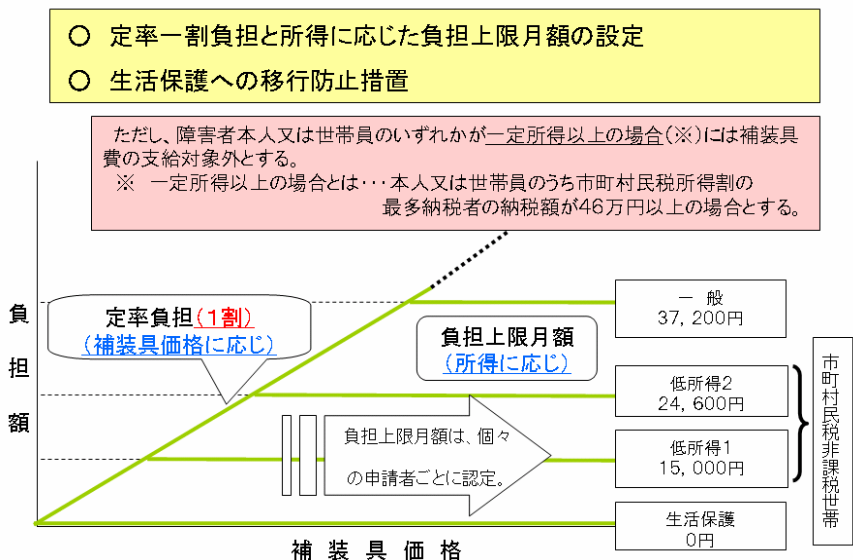
補装具の購入又は修理に要した費用の額(基準額)から利用者負担額(原則1割)を除いた額を補装具費とし、この補装具費について以下の割合により負担。

負担割合 (国:50/100、都道府県:25/100、市町村:25/100)

② 利用者負担

原則定率1割負担。世帯の所得に応じ、以下の負担上限月額を設定。

ただし、障害者本人又は世帯員のいずれかが一定所得以上の場合(本人又は世帯員のうち市町村民税所得割の最多納税者の納税額が46万円以上の場合)には補装具費の支給対象外とする。



6) 補装具種目一覧

(単位：円)

種目	名称		H18 基準	耐用年数	種目	名称		H18 基準	耐用年数	
義肢 (注1, 2)			290,000	1~4	電動車いす	普通型 (4.5km/h)		314,000	6	
装具 (注1, 2)			80,000	1~3		普通型 (6.0km/h)		329,000		
座位保持装置 (注1)			251,000	3		手動兼用	切替式	230,000		
盲人安全つえ	普通用	グラスファイバー	3,550	2			アシスト式			263,000
		木材	1,650			リクライニング式普通型		343,500		
		軽金属	2,200	5		電動リクライニング式普通型		440,000		
	携帯用	グラスファイバー		4,400		2	電動リフト式普通型		701,400	
		木材	3,700	座位保持いす (児のみ)			24,300	3		
		軽金属	3,550	4		起立保持具 (児のみ)		27,400	3	
義眼	普通義眼		1,700	2		歩行器	六輪型		44,000	5
	特殊義眼		60,000		四輪型 (腰掛付)		36,000			
	コンタクト義眼		60,000		四輪型 (腰掛なし)		31,000			
眼鏡	矯正眼鏡	6D未満	17,600	4	三輪型		34,000			
		6D以上10D未満	20,200		二輪型		27,000			
		10D以上20D未満	24,000		固定型		26,000			
		20D以上	24,000		交互型		30,000			
	遮光眼鏡	前掛式			21,500	頭部保持具 (児のみ)		7,100	3	
		コンタクトレンズ	6D未満		30,000	排便補助具 (児のみ)		8,200	2	
			6D以上10D未満		30,000	歩行補助つえ	松葉	A 普通	3,300	2
			10D以上20D未満		30,000			B 伸縮	3,300	
			20D以上		30,000		軽金属	A 普通	4,000	4
	コンタクトレンズ		15,400		B 伸縮			5,300		
弱視鏡	掛けめがね式		36,700	カナディアン・クラッチ		8,000				
	焦点調整式		17,900	ロフストランド・クラッチ		8,000				
補聴器	標準型箱形		34,200	5	多点杖		10,000			
	標準型耳掛形		43,900		プラットフォーム杖		18,000			
	高度難聴用箱形		55,800		重度障害者用意思伝達装置		450,000	5		
	高度難聴用耳掛形		67,300		(注1) 義肢・装具・座位保持装置の基準額については、平成15年度交付実績1件当たり平均単価を記載。 (注2) 義肢・装具の耐用年数について、18歳未満の児童の場合は、成長に合わせて4ヶ月~1年6ヶ月の耐用年数となっている。					
	挿耳型 (レディ)		87,000							
	挿耳型 (オーダー)		137,000							
	骨導型箱形		67,000							
	車いす	骨導型眼鏡形			120,000	5	普通型		100,000	
リクライニング式普通型		120,000	リクライニング式普通型		120,000					
手動リフト式普通型		232,000	手動リフト式普通型		232,000					
前方大車輪型		100,000	前方大車輪型		100,000					
リクライニング式前方大車輪型		120,000	リクライニング式前方大車輪型		120,000					
片手駆動型		117,000	片手駆動型		117,000					
リクライニング式片手駆動型		133,600	リクライニング式片手駆動型		133,600					
レバー駆動型		160,500	レバー駆動型		160,500					
手押し型A		82,700	手押し型A		82,700					
手押し型B		81,000	手押し型B		81,000					
リクライニング式手押し型		114,000	リクライニング式手押し型		114,000					

7)補装具の所有状況

平成18年身体障害児・者実態調査結果報告によると、在宅の身体障害者全体の数は348.3万人であり、補装具の所有状況は下表の通りであった。

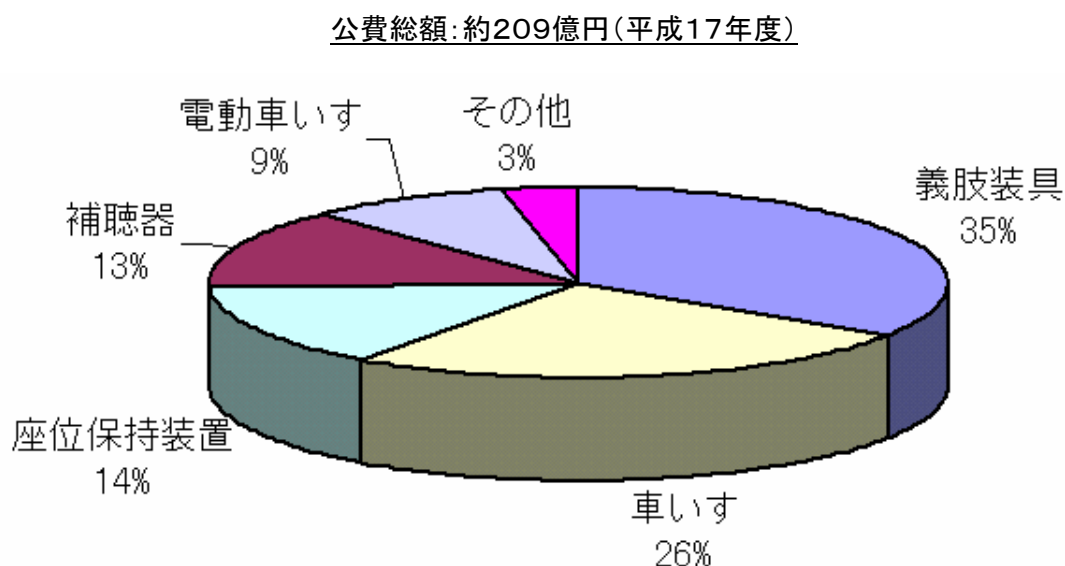
〈表 補装具種目別所有状況(在宅の身体障害者、複数回答)〉

・義肢	9.9万人
・装具	33.4万人
・座位保持装置	1.9万人
・盲人安全つえ	7.1万人
・義眼	1.5万人
・眼鏡	4.3万人
・補聴器	20.2万人
・車いす	31.0万人
・電動車いす	4.9万人
・歩行器	4.2万人
・歩行補助つえ	35.5万人

(平成18年身体障害児・者実態調査結果報告より)

8)補装具の種目別公費負担割合

補装具の種目別の公費負担割合をみると、義肢装具が35%、車いすが26%と多く、以下、座位保持装置14%、補聴器13%、電動車いす9%と続く。なお、平成17年度の公費総額は国、都道府県、市町村を合わせ、約209億円であった。



〈図 補装具の種目別公費負担割合〉

(平成17年度福祉行政報告例より)

補装具評価検討会について

障害者自立支援法の施行に伴い、補装具の種目や価格の適正化等について検討することを目的として、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長の下に設置した。

これまで、義肢装具等パーツの工学的及び臨床的評価結果について検討を行うほか、車いすや電動車いす等の新しい機能の補装具基準への採り入れについて検討してきた。

今後にも必要に応じ開催し、補装具における様々な課題について検討を加えていくこととしている。

○補装具評価検討会開催要綱（一部抜粋）

1 趣 旨

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第5条第19項の規定に基づく補装具について、種目、名称、型式、額等の検討を行い、種目の採り入れの円滑化や価格の適正化に資すること等を目的として、補装具評価検討会（以下「検討会」という。）を開催する。

2 組織等

- (1) 検討会のメンバーは、検討事項に関連する学識経験者等のうちから、社会・援護局障害保健福祉部長が委嘱する。
- (2) 検討会は、次の表の上欄に掲げる名称とし、これらの検討事項は、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

名称	補装具第Ⅰ類評価検討会	補装具第Ⅱ類評価検討会
検討事項	<ul style="list-style-type: none">・ 義肢装具等の、種目見直しや価格変更等に関すること。・ 義肢、装具、座位保持装置の完成用部品の指定等についての審査。・ その他、義肢、装具に関すること。	<ul style="list-style-type: none">・ 義肢装具以外の補装具（座位保持装置含む）の種目見直しや価格変更等に関すること。・ その他、義肢装具以外の補装具に関すること。

- (3) 各検討会に座長を置き、互選によりこれを定める。また、座長は検討会の会務を総理する。

(2) 日常生活用具給付等事業の現状

1) 制度の概要

①「日常生活用具」とは

- ・ 用具の要件として次の3項目を全て満たすもの。
 - イ 障害者等が安全かつ容易に使用できるもので、実用性が認められるもの
 - ロ 障害者等の日常生活上の困難を改善し、自立を支援し、かつ、社会参加を促進すると認められるもの
 - ハ 用具の製作、改良又は開発に当たって障害に関する専門的な知識や技術を要するもので、日常生活品として一般に普及していないもの
- ・ 用具の用途及び形状として次の項目に当たるもの。

イ 介護・訓練支援用具 特殊寝台、特殊マットその他の障害者等の身体介護を支援する用具並びに障害児が訓練に用いるいす等のうち、障害者等及び介助者が容易に使用できるものであって、実用性のあるもの
ロ 自立生活支援用具 入浴補助用具、聴覚障害者用屋内信号装置その他の障害者等の入浴、食事、移動等の自立生活を支援する用具のうち、障害者等が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの
ハ 在宅療養等支援用具 電気式たん吸引器、盲人用体温計その他の障害者等の在宅療養等を支援する用具のうち、障害者等が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの
ニ 情報・意思疎通支援用具 点字器、人工喉頭その他の障害者等の情報収集、情報伝達、意思疎通等を支援する用具のうち、障害者等が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの
ホ 排泄管理支援用具 ストーマ装具その他の障害者等の排泄管理を支援する用具及び衛生用品のうち、障害者等が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの
ヘ 居宅生活動作補助用具 障害者等の居宅生活動作等を円滑にする用具であって、設置に小規模な住宅改修を伴うもの

②「日常生活用具」の支給

市町村が行う地域生活支援事業として規定されており、障害者等の日常生活がより円滑に行われるための用具を給付又は貸与すること等により、福祉の増進に資することを目的とした事業。

- 2) 対象者…日常生活用具を必要とする障害者、障害児
- 3) 実施主体…市町村
- 4) 支給の仕組み…市町村長に申請し、市町村による給付等の決定後、給付等を受ける。
- 5) 費用負担
 - ① 補助金の負担割合
国:50/100、都道府県:25/100、市町村:25/100
国費の財源は平成19年度の場合、400億円(統合補助金)の内数。
 - ② 利用者負担…市町村の判断による。

(参考)

日常生活用具参考例

種 目		対 象 者
介護・訓練支援用具	特殊寝台	下肢又は体幹機能障害
	特殊マット	
	特殊尿器	
	入浴担架	
	体位変換器	
	移動用リフト	
	訓練いす(児のみ)	
	訓練用ベッド(児のみ)	
自立生活支援用具	入浴補助用具	下肢又は体幹機能障害
	便 器	平衡機能又は下肢もしくは体幹機能障害
	頭部保護帽	
	T字状・棒状のつえ	上肢障害
	歩行支援用具→移動・移乗支援用具(名称変更)	
	特殊便器	障害種別に関わらず火災発生の感知・避難が困難
	火災警報機	
	自動消火器	視覚障害
	電磁調理器	
	歩行時間延長信号機用小型送信機	聴覚障害
	聴覚障害者用屋内信号装置	
在宅療養等支援用具	透析液加温器	腎臓機能障害等
	ネブライザー(吸入器)	呼吸器機能障害等
	電気式たん吸引器	呼吸器機能障害等
	酸素ボンベ運搬車	在宅酸素療法者
	盲人用体温計(音声式)	視覚障害
	盲人用体重計	
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	音声言語機能障害
	情報・通信支援用具※	上肢機能障害又は視覚障害
	点字ディスプレイ	盲ろう、視覚障害
	点字器	
	点字タイプライター	視覚障害
	視覚障害者用ポータブルレコーダー	
	視覚障害者用活字文書読上げ装置	
	視覚障害者用拡大読書器	
	盲人用時計	聴覚障害
	聴覚障害者用通信装置	
	聴覚障害者用情報受信装置	喉頭摘出者
	人工喉頭	
	福祉電話(貸与)	聴覚障害又は外出困難
	ファックス(貸与)	聴覚又は音声機能若しくは言語機能障害で、電話では意思疎通困難
視覚障害者用ワードプロセッサ(共同利用)	視覚障害	
点 字 図 書		
排泄管理支援用具	ストーマ装具(ストーマ用品、洗腸用具)	ストーマ造設者
	紙おむつ等(紙おむつ、サラン・ガーゼ等衛生用品)	高度の排便機能障害者、脳原性運動機能障害かつ意思表示困難者
	収尿器	高度の排尿機能障害者
住宅改修費	居室生活動作補助用具	下肢、体幹機能障害又は乳幼児期非進行性脳病変

※ 情報・通信支援用具とは、障害者向けのパーソナルコンピュータ周辺機器や、アプリケーションソフトをいう。

(3) 今後の課題

- 支給基準の明確化
 - ・ 給付の対象とする範囲の検討等
 - ・ リハビリテーション効果を考慮した適切な使用時期の検討

- 価格設定のルールの明確化
 - ・ 価格の実態や構造を調査し、価格設定のルールを検討
 - ・ 流通や市場の状況

- 人件費コストについての検討
 - ・ 処方料、適合技術料、フィッティング料、メンテナンス料等

- 利用者負担の在り方
 - ・ 利用者負担の実態を調査し、在り方を検討

- 判定機関の在り方
 - ・ 更生相談所の判定の実態を調査し、医療機関との連携を含めた相談・判定の在り方を検討
 - ・ 判定に要する期間の効率化と公正中立な判定の両立

- 貸与(レンタル)方式導入についての検討
 - ・ 補装具支給の制度を全て貸与に切り替えるのではなく、貸与方式を導入することで、補装具の適切な使用や支給の効率化が図られる対象種目、対象年齢、対象障害等は何か検討

〈民間での自費貸与事業の例・・・障害児に対する補装具等の貸与〉

★貸与方式を望む利用者の声

Point !

試せる！

- 一度歩行器をレンタルしたことがあります。最新の機種を福祉機器展で見ても、学校の先生はどんなものかわからず、1ヶ月レンタルしました。結果としてはそれは購入しなかったけど、私(親)がいいと思うものが、P.Tの先生から見たらよくなかったということもあるので、レンタルというのはいいです。

Point !

便利！

- 不要になったら返却して、違うものが借りられるので便利です。
- 頼むとすぐ持ってきてくれるので、待機時間がありません。

Point !

安い！

- レンタルだったら色々試せるので納得したものが使えます。成長するたびに買い替えの検討をするのが大変(負担)です。

「第7回勉強会資料(フランスベッドメディカルサービス(株)商品企画部 田端麻衣子氏)」より

★ 貸与方式のメリット・デメリット

利用者へのメリット

- 必要な時に必要な期間だけ利用することができるので利用者への選択の幅が広がります。
- 納品までの時間が短縮できるので即時対応が可能
- 利用者にとって適合した用具を安価に利用できる。
- メンテナンス等は業者が行なうため商品の安全性が図れる。

利用者へのデメリット

- 改造など等の個別のオーダーに対応しにくい。
- 同一商品を長い期間使用すると費用がかさむ。

自治体のメリット

- 再利用が出来るので、環境に配慮した取り組みが可能
- 給付費の削減が可能
- 限られた予算でより多くの方へ給付をすることが可能
- 施設・病院・教育機関といった場所へもレンタル対応できるのでメンテナンスや在庫管理といった業務負担が軽減できる。また、ニーズに合わせて随時商品のアレンジをすることも容易

「第7回勉強会資料(フランスベッドメディカルサービス(株)商品企画部 田端麻衣子氏)」より

- ・ 点検修理等のメンテナンスができることが貸与方式の大きなメリットである一方、同一製品の長期使用により費用がかさむことや、自治体の毎月の事務負担等についての検討が必要。

○ 医療保険、介護保険との整理

- ・ 医療保険により給付される治療用装具や介護保険により貸与等される福祉用具との整理
- ・ 障害者の支援機器の供給について、医療保険、障害福祉施策、介護保険の連携を保ちつつ、利用者に対してシームレスな支援体制が必要
- ・ 医療行為との関係整理においては、フィッシングを医療行為として整理できるか、資格等の条件付けをどう整理するか等の課題がある

7. これからの支援機器を考える視点

障害者等の生活を支援するための様々な機器があるが、これらの開発支援や普及方策、適切な選択や使用方法等を考えるときの様々な視点を総論のまとめとして整理してみる。

(1) 社会全体のフレームづくり

- 利用者の視点
 - ・ 利用者の機器に対するニーズを適切に汲み取り、開発につなげることが出来るシステムづくりが必要
 - ・ 身体障害者のみならず、知的障害者、精神障害者(発達障害者を含む)に対する支援の視点も重要。
- 分野横断的な取り組み(産学官の協力)
 - ・ 関係省や関係機関で様々な支援機器の研究開発について助成されているが、各省・各機関の連携・協力を深めることにより効率的な助成(基礎的研究を実用的開発につなげるなど)が出来る可能性
 - ・ 研究・開発を行おうとする企業や大学等に対する、適切な助言・指導機関として国立身体障害者リハビリテーションセンター研究所の知見を活用
- バリアフリー
 - ・ 社会を物理的に構成する様々な構造物のバリアフリー化については、国土交通省の積極的な施策により徐々に広まりつつあるが、これをさらに促進するとともに、それらの資源を効率的に使用できるようなバリアフリー情報に関する支援も必要(国土交通省との連携)
- ユニバーサルデザイン
 - ・ 超高齢化社会を迎え、車両や携帯電話、一般家電品等のユニバーサルデザイン化が産業としても成立するようになってきており、様々なものにユニバーサルデザインが取り入れられてきている。高齢者だけでなく、障害者のニーズも取り入れられるような取り組みが必要
- 啓発、広報、情報
 - ・ 障害者が適切な支援機器を選択できるよう、手に取り試せる常設展示場が必要であり、さらに、使用方法の説明や指導ができる専門家の配置が望ましい

(2) 基礎研究、技術開発、産業政策

- 研究促進、支援
 - ・ 利益が出にくい機器の研究開発費にかかる支援措置とともに、開発の基本的な方向性を示した上で戦略的な開発助成等が必要
- IT技術、ロボット技術等
 - ・ IT やロボット等の最先端技術の支援機器への活用については、商品化ベースとは別に基礎的研究を蓄積し、常に様々な可能性を追求しておくことが必要
 - ・ 基礎的な使用や技術はプラットフォームとして共通化するなどの工夫により普及が促進され、効率化が図られる等の効果がある。
- 産業としての支援機器
 - ・ 日本福祉用具・生活支援用具協会の調査によると、平成17年度の福祉用具産業(狭義)の

市場規模は、全体として1兆1118億円(共用品を含む)

- ・ 超高齢化社会を反映して、オムツなどの「パーソナルケア用品」(2882億円)や、補聴器などの「コミュニケーション機器」(3028億円)が堅調な一方で、「移動機器」(1060億円)や「家具・建物等」(799億円)は減少傾向
- ・ 「義肢装具(広義)」は2202億円とほぼ横ばいの状況

○ 国際的視点

- ・ 国際的な規格や基準を踏まえるとともに、先進的な研究開発技術を活用した国際貢献の可能性がある。

(3)人材育成、教育

○ 専門家に対する教育

- ・ 障害者の支援機器に関連する専門家は、医師、看護師、理学療法士、作業療法士、義肢装具士、言語聴覚士、リハビリテーション工学技師、社会福祉士、介護福祉士、建築士など幅広いが、支援機器について必ずしも十分な教育体制が整備されているとは言えない状況
- ・ 養成カリキュラムはもとより、卒後教育システムにおいても支援機器についての十分な教育体制が望まれる
- ・ 例えば、現場経験があるセラピスト等に、工学関係の修士課程等において、臨床現場と一体的に、教育できるような体制など

○ 指導、助言のできる体制

- ・ 支援機器の適切な選択や使用方法について、指導・助言できる人材の育成が重要であり、相談できる機関、体制が必要

○ 支援機器に関わる人材の育成

- ・ 支援機器に関わる民間の事業者等のスキルアップのために、例えば関係団体等による講座等の仕組みが必要
- ・ 介護保険における介護支援専門員や福祉用具専門相談員等に対する民間のスキルアップ研修等において、障害者用支援機器の理解も深める等の検討

(4)地域、家族、介護者

- 障害者が地域で普通に暮らすためには、人的な介護のみに頼らず、支援機器や社会資源の活用を図り、社会参加を促していくことが重要であり、どの場面で介護者を活用し、自力で行うための必要な機器は何かという視点が必要
- 情報や移動の支援は、防災や火災等の対応など、安全・安心の地域社会づくりにも資する面がある
- また、少子高齢化、家庭における介護者の高齢化、介護職員の健康維持等を踏まえ、介護者を支援するための機器開発も必要

(5)住宅、交通政策、就学、就労との連携

- 障害者が生活基盤を整えるためには、まず、身体機能を補う補装具などの機器と住環境の整備が必要
- 次に、社会参加のために欠かせない情報・コミュニケーションや移動手段等の確保が必要

- これら生活基盤が整って始めて就労(通勤を伴う場合)の可能性がでてくる
- 通勤や通学に必要な機器として、視覚障害者には音声ナビゲーションシステム等による移動支援が必要であるし、聴覚障害者には交通機関等における音声情報を文字化する手段が必要で、肢体不自由者には自ら運転できる福祉車両等が必要となる。
- 就労や就学場面においては、視覚障害者にはPC周辺環境の整備、聴覚障害者には口頭での会話の代替となるコミュニケーション支援機器や、補聴器を含めた補聴システム、肢体不自由者には建物のバリアフリー化やトイレ等の環境整備等が必要
- 特に、障害者の就労、就学場面においては、支援機器で全て解決するものではなく、周囲の方々の理解と人的サポートが必須

(6)国、地方、企業の役割

- 開発支援、普及、公的システム
 - ・ 国は社会保障全体を見渡しながら、支援機器が公的なシステムとして必要な人に提供されるような制度を構築するほか、制度、予算、税制等を通じて、支援機器の開発普及に関する支援を行う
 - ・ 地方自治体においても、利用者が支援機器に関する相談を気軽にでき、専門家から指導や助言を受けられる体制が必要
 - ・ 企業は、利用者の立場に立った支援機器の開発普及を行うとともに、障害者を雇用する事業主としての立場からも積極的に障害者就労支援に取り組むことも必要。